

社保研究部だより

75歳以上窓口負担「2割化」に伴う窓口業務②

10月から一定以上の収入がある75歳以上の高齢者の窓口負担が「1割」から「2割」へと引き上げられた。激減緩和のため、「増加額」を3,000円に抑える「配慮措置」の窓口徴収額の算出方法と特記事項欄について掲載する(配慮措置の詳細は9/25付に掲載)。

配慮措置の窓口徴収の算出方法

- 累計点数と累計徴収額を管理し算出する(表1)。
- 3,000点を超えるまで(10/1、4、11、18)通常通り2割負担を徴収する。
 - 3,000点を超える日(10/25)
 - ①窓口徴収限度額を計算方法にあてはめ算出する。

窓口徴収限度額の算出方法
3,000円+累計点数×1円

- 3,000+月の累計点(A・4,066点)=7,066となり、7,066円が徴収限度額となる。
- ②限度額(7,066円)からそれまでの累計徴収額(B・2,450円)を差し引いて、その日の徴収額(4,616円)を決定する。
- 3,000点を超えた日より後日(10/28)1割負担を1円単位まで徴収する。

レセプト特記事項欄の記載について

10月から後期高齢者医療の所得区分の「一般」が、所得に応じて「一般Ⅰ」と「一般Ⅱ」に分かれる。「一般Ⅰ」は1割、「一般Ⅱ」は2割負担となる。これに伴い、レセプト特記事項欄の記載が変更となる。9月まで「29区エ」だったものが、10月から2割は「41区カ」、1割は「42区キ」と区別して記載する(表2)。

ただし、70~74歳の前期高齢者については、今まで通り所得区分が一般の場合「29区エ」のまま変更はない。

表1 配慮措置の窓口徴収のイメージ

傷病名: 7-1-7 義歯フテキ
年齢: 78歳
所見: 旧義歯内面適合法不能のため新製

月日	部位	療法・処置	点数	日計	月累計	当日徴収額	累計徴収額
10月1日	7-1-7	初診	264				
		個人トレー印象, 旧義歯調整	-	264	264	530円	530円
10月4日	7-1-7	再診	56				
		補診(内容略)	90				
		連imp(個人トレー+アルジネート)	230	376	640	750円	1,280円
10月11日	7-1-7	再診	56				
		BT	283	339	979	680円	1,960円
10月18日	7-1-7	再診	56				
		試適	190	246	1,225	490円	2,450円
10月25日	7-1-7	再診	56				
		FD set(レジン床)	2,424				
		人工歯(レジン歯) (58+73)	131		A		
		義管(内容略)	230	2,841	4,066	4,616円	7,066円
10月28日	7-1-7	再診	56				
		義歯調整	-	56	4,122	56円	7,122円
10月分 4,122点							

①10月25日時点の窓口徴収限度額
(3000 + A) = 3,000 + 4,066 = 7,066円

②10月25日窓口徴収額(① - B)
7,066 - 2,450 = 4,616円

表2 75歳以上一部負担割合に応じた特記事項の記載(入院外の場合)

一部負担の割合	患者の提示物	「限度額適用認定証」等の記載	レセプトの特記事項欄
3割	「被保険者証」のみ		26区ア
	「被保険者証」と「限度額適用認定証」	現役並み II	27区イ
		現役並み I	28区ウ
2割または1割	「被保険者証」のみ	一般所得*	一般Ⅱ(2割) 41区カ 一般Ⅰ(1割) 42区キ
	「被保険者証」と「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」	低所得Ⅱまたは低所得Ⅰ	30区オ

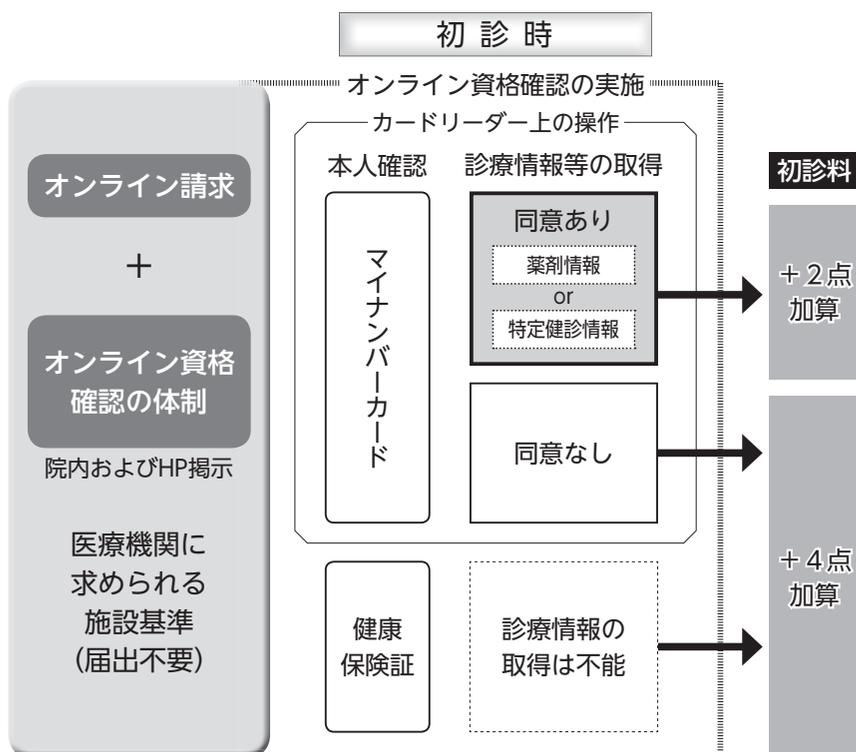
* 高齢受給者(70~74歳)の一般所得の方は、これまで通り「29区エ」

10月から オンライン資格確認の算定について

「電子的保健医療情報活用加算」が廃止され新設された「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」(略称: 医シA・B)は、下記の施設基準を満たす診療所であって、マイナンバーカードなどで診療情報を活用して診療を行った場合に算定できる。

【施設基準】

- ①オンライン請求
- ②オンライン資格確認の体制がある
- ③①と②について院内掲示およびHPに掲載していることが要件となる。届出の必要はない。



「歯科診療報酬2022年改定の要点と解説」P37を改変

集团的個別指導 集合形式で実施予定

9月に実施予定だった今年度の集团的個別指導は、コロナ感染症拡大を受け延期されているが、特段の事情がない限り集合形式で実施される予定であることが、近畿厚生局指導監査課への問い合わせで明らかになった。実施の日時・場所は明らかになっていない。指導通知は通常通り実施日の約1カ月前に発送される。

年度内に集合形式で実施できない場合は、昨年と同様、資料提供となる。

また、集团的個別指導の対象となった場合でも、コロナ感染症や院内での感染状況など事情がある場合は、引き続き柔軟に対応する予定。